

(第1片)

(第2片)

[illegible]

[illegible]

- 1 別紙第1号書式(その1)備考1、2及び8は、この書式について準用する。
- 2 日本産業規格X0012(情報処理用語(データ媒体、記憶装置及び関連装置))に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、1において準用することとされた別紙第1号書式(その1)備考1において準用することとされた国税通則法施行規則別紙第1号書式備考2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。